

	No.	事項	問	答
通級調査	1	基準日について	調査の基準日はいつですか。	令和3年3月31日時点です。
	2	調査対象校について (学校回答用)	調査対象校について、教えてください。	調査対象となる学校は、国公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校（通信制を含み、専攻科は除く。中等教育学校後期課程も同様。）、中等教育学校とし、原則として令和3年3月31日に実体のある学校とします。
	3	調査対象校について (教育委員会回答用)	調査対象教育委員会について、教えてください。	調査対象となる教育委員会は、国公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校（通信制を含み、専攻科は除く。中等教育学校後期課程も同様。）、中等教育学校を設置する都道府県・市町村（指定都市、学校組合含む）教育委員会です。
医療的ケア調査	4	基準日について	調査の基準日はいつですか。	令和3年5月1日です。
	5	基準日について (学校回答用)	基準日以降に医療的ケア児が転入学した場合はどのように扱えばよいですか。	調査の基準日は令和3年5月1日のため、その時点で在籍する学校において回答してください。
	6	基準日について (教育委員会回答用)	基準日以降にガイドライン等を策定した場合はどのように扱えばよいですか。	調査の基準日は令和3年5月1日のため、その時点での状況を回答ください。なお、4-2においては「令和3年度中に策定予定」を回答ください。
	7	調査対象校について (学校回答用)	調査対象校について、教えてください。	調査対象となる学校は、国公立の幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む。）、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（専攻科は除く。）、中等教育学校を設置する都道府県・市町村（指定都市、学校組合含む）教育委員会です。
	8	調査対象校について (教育委員会回答用)	調査対象教育委員会について、教えてください。	調査対象となる教育委員会は、幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む。）、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（専攻科は除く。）、を設置する都道府県・市町村（指定都市、学校組合含む）教育委員会です。
通級調査・医療的ケア調査共通	9	調査対象について	学校コード一覧・自治体コード一覧に記載がない場合はどのように入力すればよいでしょうか。	学校コード一覧に記載のない学校を所管する教育委員会又は自治体コード一覧に記載のない教育委員会は、別途文部科学省と協議し指示を受けてください。
	10	入力、集計方法について	今回の調査はどのような方法で報告することになるのでしょうか。	各学校においてエクセル形式の調査票に回答し、CSV形式の回答データを提出する方法です。詳しくは別添のフローチャートのとおりです。
	11	集計方法について	集計対象ファイルが多く、一度に集計することが困難な場合、どのように提出すればよいでしょうか。	別途文部科学省と協議し指示を受けてください。
	12	問い合わせについて	調査内容の疑義について、学校から直接文部科学省へ問い合わせをしても構わないのでしょうか。	調査システムを通して、ご質問ください。